

# 第1部 自然と共生するライフスタイルの実現

## 第1章 環境問題の動向

### 1 産業公害から循環型社会の構築へ ～地球にやさしいライフスタイルへ～

#### はじめに

千葉県は日本列島のほぼ中央に位置し、太平洋へ突き出るように四方を水（太平洋、東京湾、江戸川、利根川）に囲まれています。変化に富んだ海岸線、緑ゆたかな台地や山岳的景観など優れた自然に恵まれるとともに、太平洋では、遙か南からの黒潮と、北からの親潮とが影響しあい南方系と、北方系の海洋生物の分布をみることができるとともに、寒暑が緩和された温暖な気候を生み出しており、多くの暖温帯性の動・植物が分布する特色ある自然環境が形成されています。

この恵まれた自然との調和は、農業・林業・水産業などに従事する人びとの営みにより、育まれてきました。

また、自然との調和は生物の多様性の確保、環境の保全だけではなく、良好な景観の形成や伝統的な文化の継承など多面に亘り有機的に機能した房総の原風景を醸成してきました。

#### 産業公害の時代

しかしながら、昭和30年代以降は東京湾臨海部の埋め立てとともに急激な工業化と都市化の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化、そして開発による身近な自然の改変、良好な自然景観や貴重な動植物の消失などといった問題が生じました。

このため、昭和30年代後半から公害防止条例の制定、公害防止協定の締結、公害防止計画の策定や法律による規制などの公害防止対策、また、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開した結果、二酸化硫黄による大気汚染、工場排水による水質汚濁など産業公害の解決や自然環境保護に大きな成果を上げてきました。



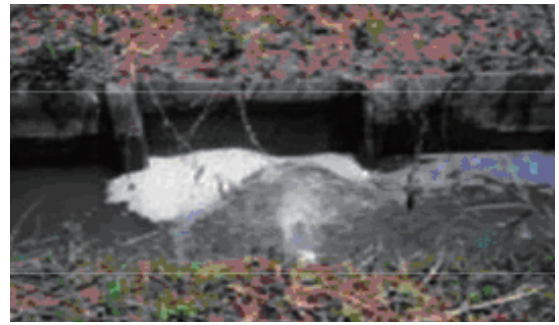
本州製紙江戸川工場の汚水事件

昭和33年6月10日、工場の悪水放流により被害を受けた浦安など沿岸の漁民が工場に乱入し警官隊と衝突。水質汚濁対策に関する法整備が進むきっかけとなった事件です。

## 都市・生活型環境問題へ

特定の工場や事業場等を原因とする公害は各種法律の施行に伴い克服される一方、都市・生活型のライフスタイルに起因する、自動車排出ガスによる大気汚染、一般家庭などの汚水による都市河川・印旛沼・手賀沼の汚濁やゴミ問題などの、新たな環境問題が発生しました。

このような問題に対処するため、開発事業等において環境保全への適正な配慮を確保する環境影響評価制度の導入、合併処理浄化槽の設置補助などの支援を行うとともに、環境学習や県民の環境保全活動の促進など多方面からの環境保全施策を展開しています。



私たちの暮らしの中から流される生活排水で汚れた水路、合併処理浄化槽や公共下水道の普及で改善が進んでいます。

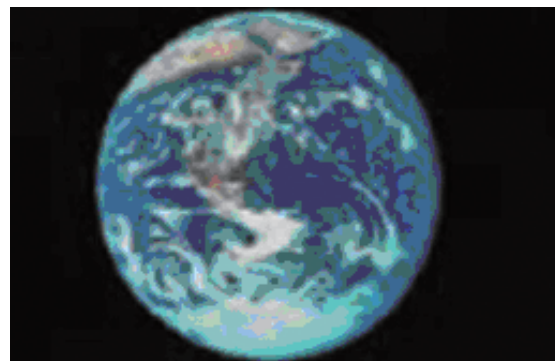


12年度までの27年間全国ワースト1の水質だった「手賀沼」、下水道の整備など種々の水質改善対策に加え北千葉導水事業により手賀沼に利根川の水を流していることによる効果により水質は大幅に改善されました。

## 新たな環境問題の顕在化

このような中、科学的な知見の集積によりオゾン層の破壊や地球温暖化などに代表される地球規模での環境問題の因果関係が明らかになるとともに、化学物質による人の健康や生態系に悪影響をおよぼすおそれが生じています。

これらの問題は、我々だけではなく次世代の人類を含めた生物すべての生存に関わる問題であり、現在、社会経済システムを見直し環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に向けた取組を進めていくことが求められています。



宇宙から見た地球、この地球にいま異変が起きています。

## 環境新時代と環境基本計画の策定

県では、4年度から「環境新時代」を掲げ、全国に先駆けて

- ①県民の環境保全に配慮した行動規範となる「千葉県環境憲章」の制定（5年2月）、
- ②県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量化・再資源化を推進するための「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置（6年11月）

などの施策を講じるとともに、7年3月に環境の保全に係る基本理念を定め、環境施策

を総合的・計画的に推進することを目的とした「千葉県環境基本条例」、及び大気汚染、水質汚濁等の公害を防止するための規制措置や生活環境に係る県の施策を規定した「千葉県環境保全条例」を制定しました。

また、8年2月に、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を策定するとともに、8年8月には、環境ビジョンの理念を踏まえ「健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承」を基本目標にした「千葉県環境基本計画」を策定しました。

しかし、基本計画は策定から10年を経て環境を取り巻く状況は大きく変化していることから、あらゆる主体が連携・協働して環境の保全・再生に取り組んでいく地域社会を築くことを目指した新たな環境基本計画の19年完成を目指し、現在、策定に取り組んでいます。

### 持続可能な社会形成に向けて！ 県民と共に！

『とりもどそう！ふるさとの自然』をスローガンに良好な自然環境の保全に努めるとともに、森と海、河川・湖沼の自然を取り戻し、人と自然が共生できる環境づくりや、資源循環型社会づくりを進め、「環境づくり日本一の千葉県」を目指す「ちば環境再生計画」を14年2月に策定するとともに、県民と共にふるさとの豊かな環境づくりを進めるため県民の寄付による「ちば環境再生基金」を創設し、環境活動への支援を行っています。



ちば環境再生基金のマスコット  
「ちば犬」

また、身近な自然であり房総の原風景を形成してきた里山は、人との関わりが薄れ、手入れがされずに放置されるなど里山は大きく減少してしまいました。県では多様な生き物の生育空間である里山を県民全てで守る「里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」(15年3月)いわゆる「里山条例」の制定、資源循環型社会づくりの一環として再生可能なバイオマス(生物由来の有機性資源)の利用を促進するため「バイオマス立県ちば」推進方針(15年5月)の策定をしました。

今後とも、千葉県の環境の現状と課題を整理し、県民と共に持続可能な社会形成と地球にやさしいライフスタイルの形成に向け、新たな視点での施策の策定に取り組むなど積極的、且つ総合的な取組を進めてまいります。